

# 弁護士法人 都大路法律事務所NEWS

●第39号● 2011. 1  
京都市中京区夷川通兩替町西入巴町81番地  
TEL075-251-0707（代）FAX075-251-0506  
弁護士 安保 嘉博 弁護士 安保 千秋  
弁護士 長谷川博啓

MIYAKO OHJI Law Office News

謹賀新年

新しい年を迎える皆様のご健康と  
ご多幸をお祈り申し上げます。



昨年4月以来、京都弁護士会の会長職に就いております。司法修習生への給与制を維持するための法改正運動では、当事務所関係者の皆様に署名へのご協力を願いしましたところ1860筆もの署名をお寄せ頂きました。京都全体では25000筆余りでした。11月末にとりあえず1年間給与制延長の改正が実現しました。厚く御礼申し上げます。取調の可視化を求める運動は、大阪地検特捜部検事の犯罪が起り追い風が吹いています。実現までもう一歩です。お力添えをよろしくお願い致します。

早いものでこの3月には1年間の任期が終了し通常の弁護士業務に復帰致します。その間ご迷惑をおかけしますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

あほよしひろ  
弁護士 安保嘉博

児童虐待防止のための親権制度の見直しでは、民法の親権規定に「子どもの利益のために」という文言が、家事審判法改正では「子どもの意思の尊重」の条項が入る方向で検討が進んでいます。その他にも、子どもとの面会交流、共同親権などの親子の法律についての議論も大きな関心が寄せられるようになりました。家族法・家事事件が変革の時期に来ており、さらに研鑽に励みたいと思います。今年も宜しくお願いします。

あほらあき  
弁護士 安保千秋

## 「憲法と人権を考える集い」を開催して

安 保 嘉 博



京都弁護士会は1971年から毎年「憲法と人権を考える集い」を京都府、京都市と共に開催しており、今回は40回目の記念すべき集会でした。忙しい日常生活の中ではなかなか触れる機会の少ない憲法の平和主義、人権尊重主義、民主主義を考える集会として、京都弁護士会が1年を通じてもっとも力を入れている集会です。相当な予算をかけますので、テーマを何にするか、講師をどなたにお願いするか、集客は大丈夫かといったことに毎年頭を痛めます。

昨年2月、私の会長就任が決まって直ぐに副会長の皆さんと相談を始め、今回は「日本辺境論」で新書大賞を取られた神戸女学院大学の内田樹先生と、国際人権団体代表の土井香苗弁護士のお二人にお願いすることが決まり

ました。テーマは「日本にできること、辺境から世界へ—考えてみよう私たちの国際貢献」としました。ところが内田先生は大変お忙しい方で、かつ儀礼的なことはお嫌いなようで私からご挨拶に伺いたいと申しあげても丁重に断られ、集会当日に初めてお会いすることになりました。実際お会いしてみるとシャイながら大変気さくな方で安心しました。当日は約500名のご参加で会場はほぼ一杯となりました。折しも北朝鮮が韓国を砲撃する事件が発生した直後ということもあり、北東アジアの隅に位置する日本の安全保障と関係するお話を聞けるということで20代30代の若年層が多く、かつ弁護士会の集会は初めてという方が圧倒的でした。内田先生、土井先生とも日本人に主体的行動の気概を求める真面目なお話を、実際に楽しく語って頂きました。晩秋の日曜日にご参加頂いた皆様ありがとうございました。



内田樹先生(左)と控室で

## 京都に子どものシェルターを

安 保 千 秋

### ★子どものシェルターって?

子どものシェルターは、今晚帰る所がない子ども達を一時的に保護し、安心して衣食住ができる環境を提供する非公開の民間施設です。2004年に東京で全国最初の子どもシェルター「カリヨン」が設立され、次いで、愛知「パオ」、神奈川「テンポ」、岡山「モモ」が設立され、今春には広島「ピピオ」が設立されます。

いずれもNPO法人で運営しています(カリヨンは、その後、社会福祉法人となる。)。弁護士が、設立・運営の中心的役割を担い、さらに子ども担当弁護士として入所している子どもの代理人として活動するなどしています。

### ★子どものシェルターって、必要な?

私は、これまで子どもの問題に関わってきましたが、その中で、虐待の中で育ち思春期以降非行に走り、親が受け入れを拒否したため社会内の処遇ができず少年院送致となった子ども、虐待を受け家庭から逃げ出し、友人宅や公園等で寝泊まりをしている子ども、施設から自立をして

一人暮らしを始めたけれど、自立に失敗をして行き場がなくなった子ども等、このような子ども達に会う度に、子どものシェルターがあればなあと思ってきました。

### ★京都でも設立できる?

現在、京都弁護士会子どもの権利委員会の弁護士や、福祉等の子どもに関わる関係者と一緒に、準備会を継続的に持っています。

子どものシェルターは、法的制度の枠外に置かれています。子どものシェルターですので、子どもと日常を共にするスタッフが必要であり、スタッフの手当費、不動産の賃貸等に係る費用等の経費は、すべて、助成金・寄付金・会費等で賄うことになります。また、子どもと日常を共にするスタッフの他、様々なボランティアスタッフが必要です。

困難な道ですが、京都で子どもに関わる関係者・子どものことに関心がある市民の力が集まれば、京都にも子どものシェルターはできると確信しています。

こんな適切な物件がある、こんなことなら手伝える等ございましたら、是非、声をおかけ下さい。